

第1章 支え合いのまち千葉 推進計画（第4期千葉市地域福祉計画）とは

第1章
地域福祉計画とは第2章
現状と経緯第3章
計画の概要第4章
各区の好事例第5章
地域の取組み第6章
市の取組み第7章
地域・社協・
千葉市の施策第8章
計画の推進

資料編

1 支え合いのまち千葉 推進計画（第4期千葉市地域福祉計画）の策定について

（1）計画策定の趣旨・目的

近年、少子超高齢化の急速な進行や人口減少地域の発生、単身世帯の増加など社会状況が大きく変化する中で、地域においては、個人のライフスタイルや価値観の多様化、プライバシーへの配慮などから、家族同士や地域で支え合う機能が弱まり、身近な地域での交流や人々の結びつきの希薄化が進んでいる状況にあります。

そのため、市民生活に関するニーズは増加するとともに複雑化・多様化してきており、公的サービスだけでは対応することが難しい新たな生活課題も増加しています。

このようなことから、行政にはこれまで以上に、よりきめ細かな公的サービスの提供が求められますが、それだけでは生活課題の解決を図ることが難しい状況もあり、地域においても地域住民、地域の様々な団体・組織、行政が適切な役割分担の下に連携して、地域の生活課題の解決に取り組んでいく必要があります。

社会福祉法では、地域住民等が地域福祉の推進に努めることとともに（第4条第1項）、市町村地域福祉計画の策定・変更にあたって地域住民の意見を反映する措置を講じるよう求めています（第107条第2項）。このように、地域住民等が策定等に参加すると同時に自らが地域福祉の担い手として活動するところに、地域福祉計画の大きな特徴があります。

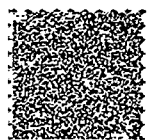
本市では、平成 18(2006)～22(2010)年度を計画期間とする「花の都・ちば ささえあいプラン（第1期千葉市地域福祉計画）」、平成 23(2011)～26(2014)年度を計画期間とする「第2期千葉市地域福祉計画」、平成 27(2015)～29(2017)年度を計画期間とする「支え合いのまち千葉 推進計画（第3期千葉市地域福祉計画）」を策定し、すべての市民が住み慣れた地域で安心して自分らしく暮らし続けられる地域社会の実現を目指して、市民や団体等と行政とが連携・協働して地域で支え合う仕組みづくりに取り組んできました。

このたび、地域における社会情勢の変化やこれまでの地域福祉の取組み状況、第3期までの計画推進の成果と課題などを踏まえ、本市の地域福祉の取組みをさらに発展させ、推進するため、「支え合いのまち千葉 推進計画（第4期千葉市地域福祉計画）」を策定しました。

（2）計画策定に必要な視点

「地域福祉」とは、誰もが住み慣れた地域で安心して自分らしく暮らすために、地域住民、関係団体、行政等が連携して地域生活課題の解決に取り組み、地域の実情に応じた支え合いの地域社会をつくることです。

特に、現代社会において増加し、複雑化・多様化する市民ニーズに対応するためには、地域福祉の推進という共通目的を持つ主体が、それぞれの特性を活



かした役割を果たしながら、地域生活課題の解決に向けて努力していく必要があります。

そのため、「自助・共助・公助」が相互に連携し補完し合うことは、地域福祉の推進のために大切な視点です。

○ 自助とは

市民一人ひとりが個人や家族の努力により、日常生活において自分たちでできることは自分たちで行う活動のことです。

○ 共助とは

自助では対応できない地域生活課題について、地域住民や地域の団体・組織が、お互いに支え合い助け合って解決を図っていく活動のことです。

○ 公助とは

自助・共助では対応できない地域生活課題について、行政による自助・共助に対する支援や公的サービスの給付などの事業・施策のことです。

【本書における用語の定義】

★地域住民…市民一人ひとり

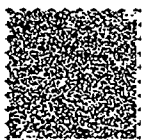
★地域住民等…社協地区部会等の団体、社会福祉事業者を含む。

「地域住民、社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者」（社会福祉法第4条第1項）

★生活課題…個別（個人・世帯）の課題

★地域生活課題…地域全体に共通する課題

「福祉サービスを必要とする地域住民及びその世帯が抱える福祉、介護、介護予防（要介護状態若しくは要支援状態となることの予防又は要介護状態若しくは要支援状態の軽減若しくは悪化の防止をいう。）、保健医療、住まい、就労及び教育に関する課題、福祉サービスを必要とする地域住民の地域社会からの孤立その他の福祉サービスを必要とする地域住民が日常生活を営み、あらゆる分野の活動に参加する機会が確保される上での各般の課題」（社会福祉法第4条第2項）

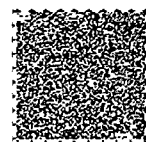


2 支え合いのまち千葉 推進計画（第4期千葉市地域福祉計画）の位置付け

支え合いのまち千葉 推進計画（第4期千葉市地域福祉計画）は、社会福祉法第107条の規定による「市町村地域福祉計画」として策定しています。平成12(2000)年の社会福祉法制定以来、条文についてこれまで大きな変更は行われてきませんでしたが、国においては地域共生社会の実現を旗印に策定を努力義務化することとし、地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律が平成29(2017)年6月に公布され、第107条については下記のとおり改正されるとともに、新たに第106条の3「包括的な支援体制の整備」(P29参照)の条文が追加されました(平成30(2018)年4月1日施行)。

社会福祉法第107条「市町村地域福祉計画」

- 1 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定するよう努めるものとする。
 - (1) 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
 - (2) 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
 - (3) 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
 - (4) 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
 - (5) 前条第1項各号に掲げる事業を実施する場合には、同項各号に掲げる事業に関する事項
- 2 市町村は、市町村地域福祉計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、地域住民等の意見を反映させるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。
- 3 市町村は、定期的に、その策定した市町村地域福祉計画について、調査、分析及び評価を行うよう努めるとともに、必要があると認めるときは、当該市町村地域福祉計画を変更するものとする。



3 他計画との関係

（1）市の個別計画との関係

本市では、「千葉市基本構想」において、変化の激しい時代であっても変わることのない恒久的な都市づくりの基本理念・基本目標及び望ましい都市の姿を、市政運営の指針として掲げています。

また、「千葉市基本構想」で定めた基本目標等を実現するため、「千葉市新基本計画（平成 24(2012)～33(2021)年度）」を策定し、少子超高齢化や人口の減少など、社会構造の大きな転換に直面する中で、10年後、20年後を見据え、本市の未来を豊かなものとするための基本方針や今後の施策展開の方向性などを定めました。

この「千葉市新基本計画」を具体的かつ計画的に推進するため「第3次実施計画（平成 30(2018)～32(2020)年度）」を策定し、「千葉市新基本計画」のまちづくりの方向性に沿った具体的な取組みを示しています。

このような中で、「支え合いのまち千葉 推進計画」は、「千葉市新基本計画」及び「第3次実施計画」を上位計画とし、保健・医療・福祉だけでなく、防災・生涯学習・まちづくり等の分野における個別計画等に関する共助の取組みを地域福祉という共通の視点で整理することにより、さらなる地域社会の課題解決へ向けた体制づくりを進めるための基盤となる計画です。

（2）千葉市社会福祉協議会の地域福祉活動計画との関係

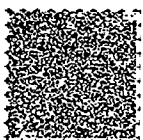
千葉市の地域福祉推進のため、社会福祉法第 109 条に基づき設置され、活動を推進している、千葉市社会福祉協議会（以下「市社協」といいます。詳細は第2章 P24 参照）では、基本理念「共に手を携える福祉社会の実現」に向けて、基本目標と施策の方向を定めた「第2期地域福祉活動基本計画（平成 23(2011)～32(2020)年度）」と、その具体的施策を定めた「第3次地域福祉活動実施計画（平成 30(2018)～32(2020)年度）」を策定しています。

「地域福祉活動実施計画」は、地域福祉活動の様々な担い手が相互に協力して取り組む市社協の行動計画であり、地域住民の参加を得て地域福祉の推進を目的に策定されていることから、同計画と本計画とは、互いに補完・連携し、一体的な推進を図る必要があります。

なお、本計画第7章においては、区支え合いのまち推進計画（以下「区計画」といいます。）に定める地域の取組みに対し、市社協が実施する支援策を掲載しています。

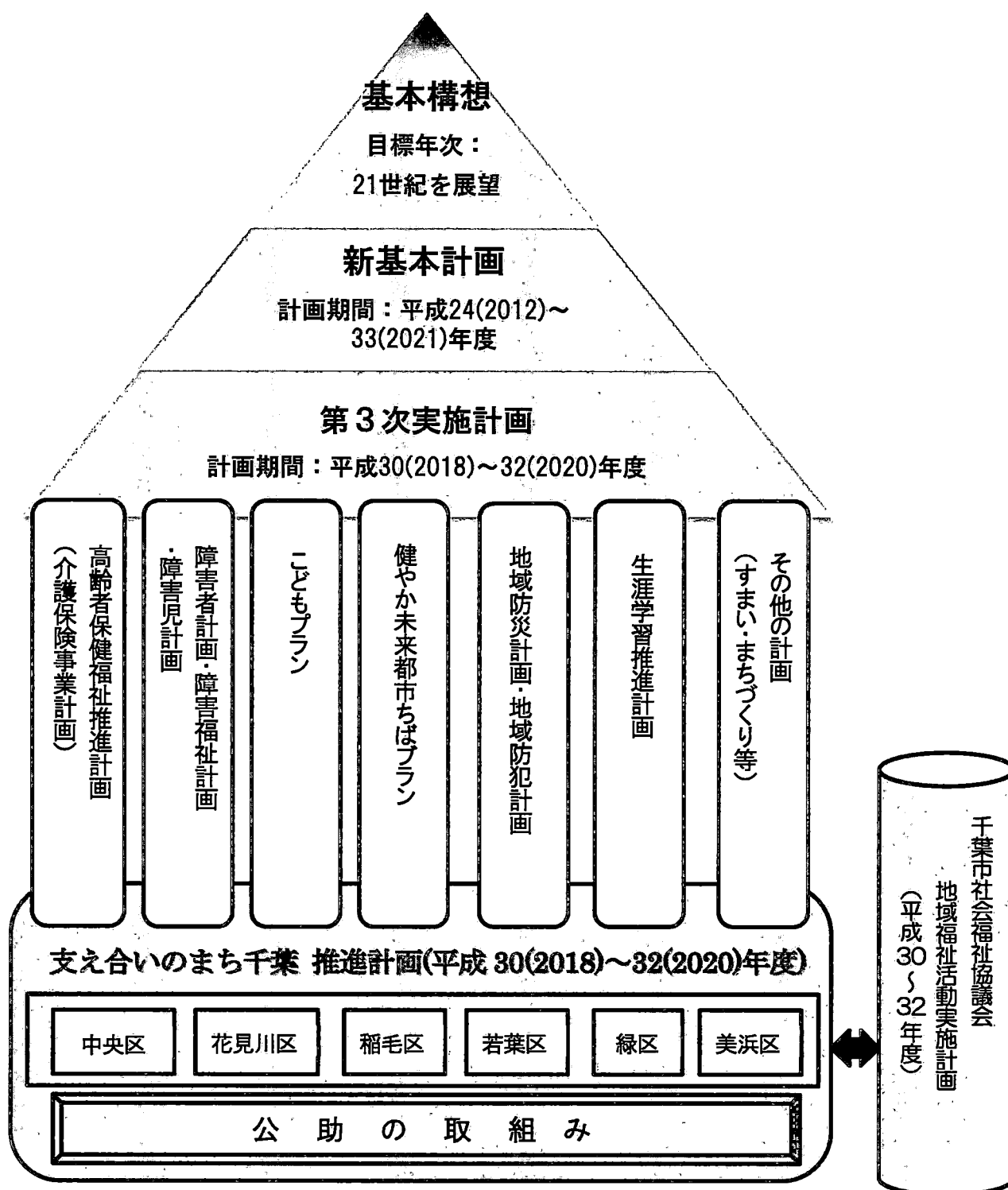


千葉市社会福祉協議会マスコットキャラクター「ハーティちゃん」



【支え合いのまち千葉 推進計画（第4期千葉市地域福祉計画）と他計画の関係】

（イメージ）



第1章
地域福祉計画とは

第2章
現状と経緯

第3章
計画の概要

第4章
各区の好事例

第5章
地域の取組み

第6章
市の取組み

第7章
地域・社協・
千葉市の施策

第8章
計画の推進

資料編

4 支え合いのまち千葉 推進計画（第4期千葉市地域福祉計画）における「地域包括ケアシステム」

支え合いのまち千葉 推進計画（第3期千葉市地域福祉計画）においては、高齢者保健福祉推進計画（第6期介護保険事業計画）と連携した「地域包括ケアシステムの構築・強化」を念頭に、地域で高齢者を支える仕組みづくりを行ってきました。

高齢者福祉分野では、既に、地域住民、NPO、民間企業等多様な主体による生活支援・介護予防サービスの提供体制を整備し、支援する側とされる側という画一的な関係性ではなく、サービスを利用しながら地域とのつながりを維持できる「介護予防・日常生活支援総合事業」の取り組みが始まっています。

高齢者保健福祉推進計画（第7期介護保険事業計画）は、基本理念を「支えあいがやすらぎを生む、あたたかなまちへ」とし、基本目標を「高齢者が心豊かに暮らせる長寿社会を創る（地域包括ケアシステムの構築）」とし、取組方針を「高齢者が元気であるための生きがいくつりと地域づくりの推進～健康寿命の延伸～」、「支援が必要になっても地域で暮らし続けるための支援体制整備の推進」等としています。

また、支え合いのまち千葉 推進計画（第4期千葉市地域福祉計画）においては、「地域共生社会」の実現を基本コンセプトとして改革を進めるという厚生労働省の指針を受け、これまで主に高齢者を対象としてきた「地域包括ケアシステム」の理念をさらに広く行き渡らせ、障害者や子どもなど生活上の困難を抱える方が地域において自立した生活を送ることができるよう、地域住民等による支え合いと公的支援が連動し、地域を「我が事」として「丸ごと」で支える包括的な支援体制を構築することを目指します。

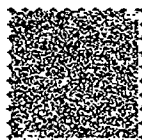
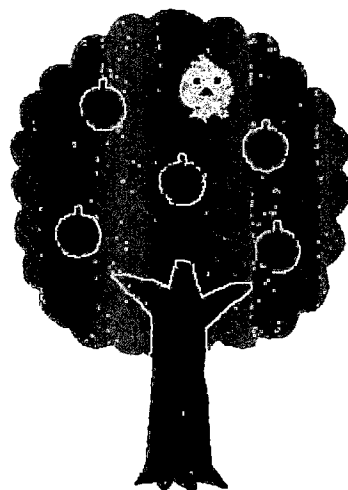
なお、「地域共生社会」とは、「制度・分野ごとの『縦割り』や『支え手』『受け手』という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が『我が事』として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会」をいいます（厚生労働省「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部『地域共生社会』の実現に向けて（当面の改革工程）」平成29(2017)年2月7日）。

※ 高齢者保健福祉推進計画（介護保険事業計画）

- 老人福祉法及び介護保険法に基づき、本市の高齢者福祉施策や介護保険制度の運用等に関して定めた総合的な計画

※ 地域包括ケアシステム

- 高齢者に対する医療・介護・住まい・生活支援・介護予防のサービスが身近な地域で包括的・一体的に提供される仕組み



第2章 地域福祉の現状と経緯

1 千葉市を取り巻く環境

(1) 少子超高齢化の進展と人口減少社会の到来

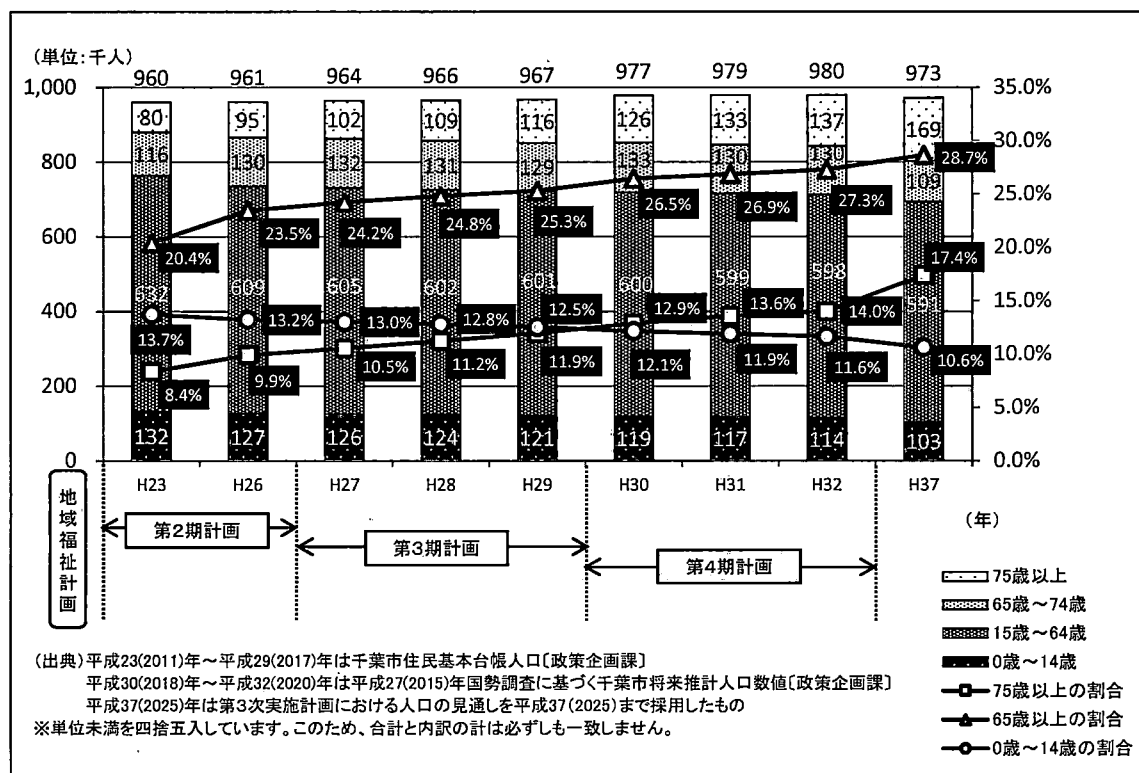
① 総人口と高齢者及びこどもの数の推移

本市の総人口は、平成 29(2017)年 9 月末現在 967,437 人（住民基本台帳人口）となっています。そのうち 65 歳以上の高齢者人口は 244,947 人で全体の 25.3%、75 歳以上の後期高齢者人口は 115,602 人で全体の 11.9%、15 歳未満の年少人口は 121,229 人で全体の 12.5%を占めています。年齢別の人口は地域によって差があり、最も高齢者人口の割合が高い若葉区では 30.0%、市内の 501 町丁別に見ると、高齢者人口の割合が 50%を超える地域は 14、40%を超える地域は 81 あります。

総人口は平成 32(2020)年にピークを迎え、その後は減少していく見込みとなっています。

市全体の傾向としては、高齢者人口とその構成割合は今後も増加し続けていきますが、内訳を見ると、75 歳以上の後期高齢者人口は増加が継続していく一方、65～74 歳の前期高齢者人口は平成 30(2018)年をピークに減少に転じる見込みとなっています。年少人口及びその構成割合は、今後も減少し続ける見込みとなっています。

【千葉市の人口（高齢者・年少者）の推移】

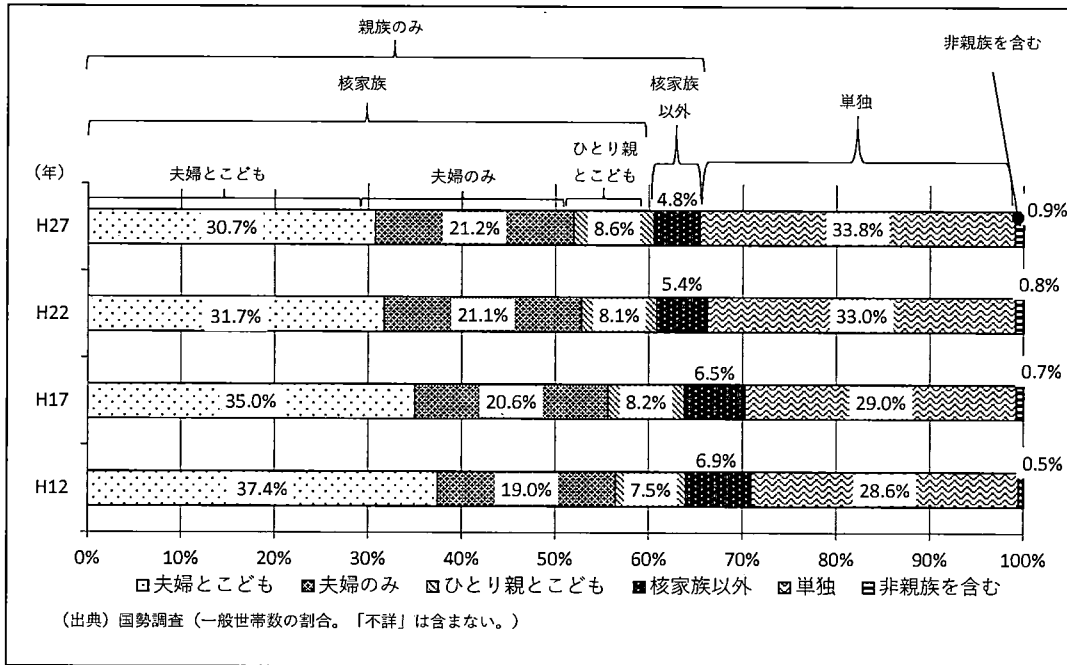


② 世帯の家族類型の変化

近年は家族形態の変化等により、単身世帯が増加しています。

世帯の家族類型は、「夫婦とこども」世帯の占める割合が平成12(2000)年から約6.7ポイント減少し、「単身世帯」の割合が5.2ポイント増加しています。

【千葉市の世帯の家族類型の変化】

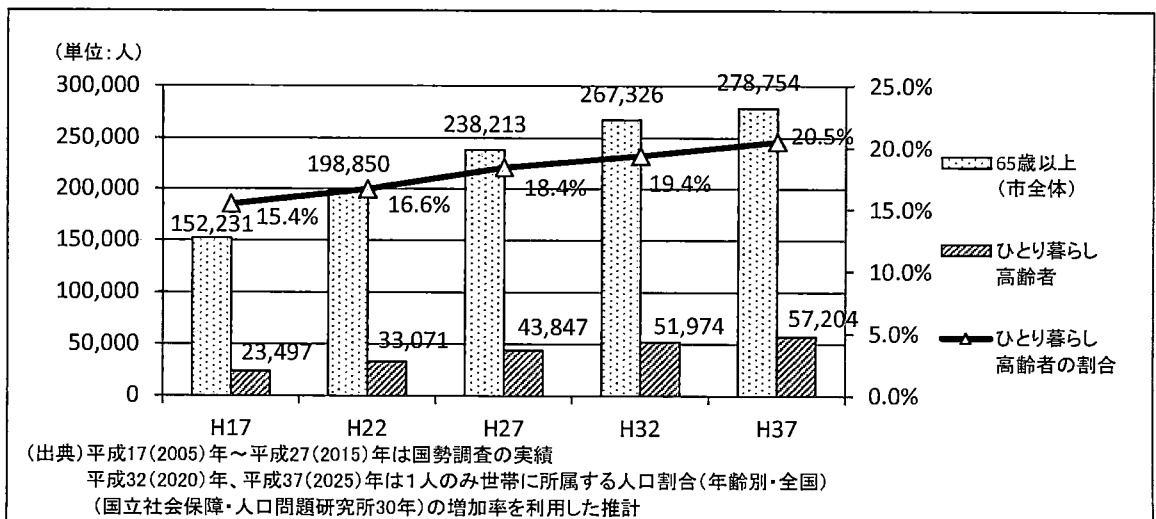


③ ひとり暮らし高齢者数の増加

本市のひとり暮らし高齢者は、平成27年（2015年）に実施した国勢調査によると約4万4千人、高齢者に占めるひとり暮らし高齢者の割合は18.4%となっています。

将来推計では、団塊の世代がすべて75歳以上となる平成37年（2025年）には、ひとり暮らし高齢者は約5万7千人、ひとり暮らし高齢者割合は20.5%まで上昇することが見込まれています。

【千葉市のひとり暮らし高齢者の推移】



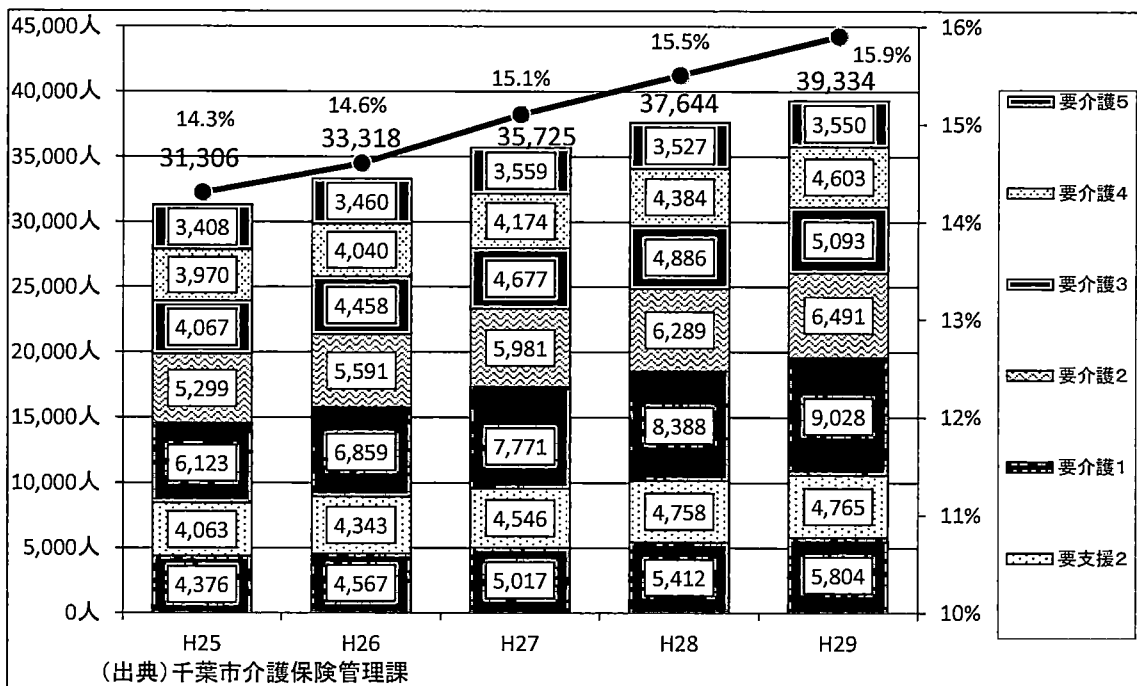
(2) 要支援者の状況

① 要支援・要介護認定者の状況

平成 12(2000)年の介護保険制度開始から現在まで、高齢者の増加に伴い要支援・要介護の認定者数及び認定率（第1号被保険者数に対する認定者数の割合）は、増加傾向にあります。

平成 29(2017)年 3 月現在の認定者数は 39,334 人で、認定率は 15.9%となっています。要介護度別にみると、近年は軽度者（要支援 1 から要介護 1）の認定者の増加が顕著です。

【千葉市の要支援・要介護認定者数、認定率の推移】（各年 3 月末時点）



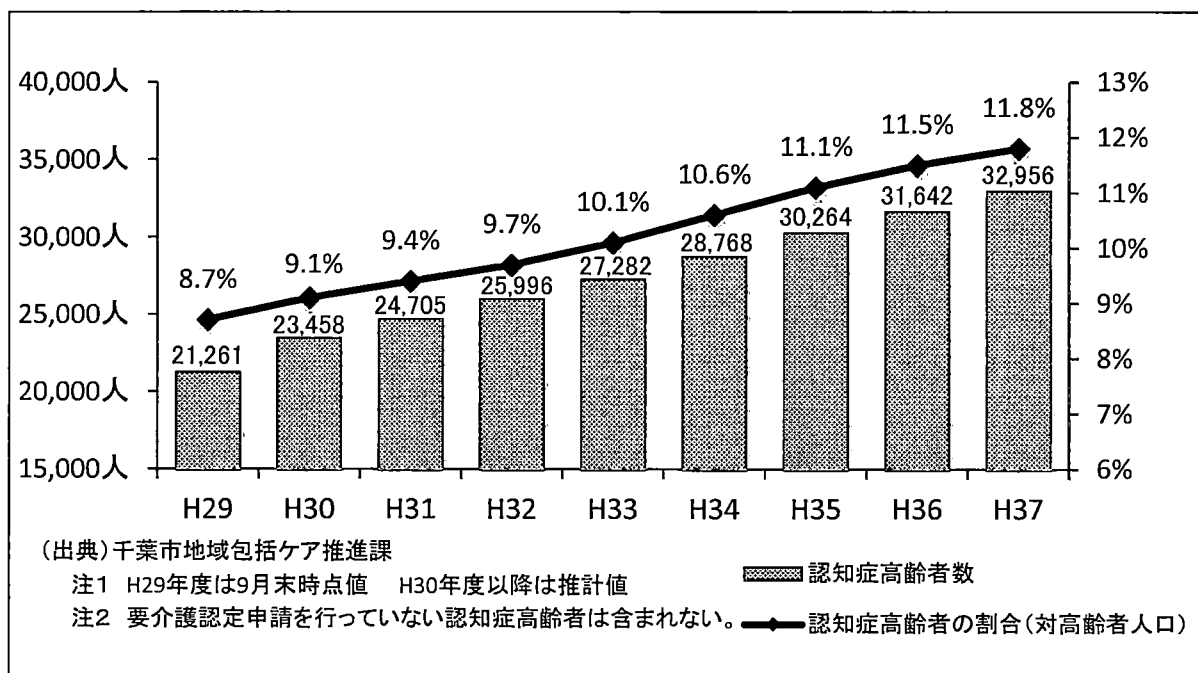
② 認知症高齢者の状況

急速な高齢化に伴い、在宅生活を継続するため、身近な地域での支援を必要とする認知症高齢者の数も増加しています。

平成 29(2017)年現在、本市の認知症高齢者数（※認知症高齢者の日常生活自立度Ⅱ以上の高齢者）は 21,261 人、高齢者人口に対する割合は 8.7%となっており、今後もさらなる増加が見込まれています。

※「認知症高齢者の日常生活自立度Ⅱ以上の高齢者」：日常生活に支障をきたすような症状・行動や意思疎通の困難さが多少見られても、誰かが注意していれば自立できる。(H24(2012). 8 厚生労働省推計より)

【千葉市の認知症高齢者数と高齢者人口に対する割合の推移】

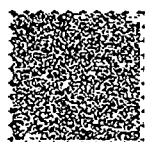
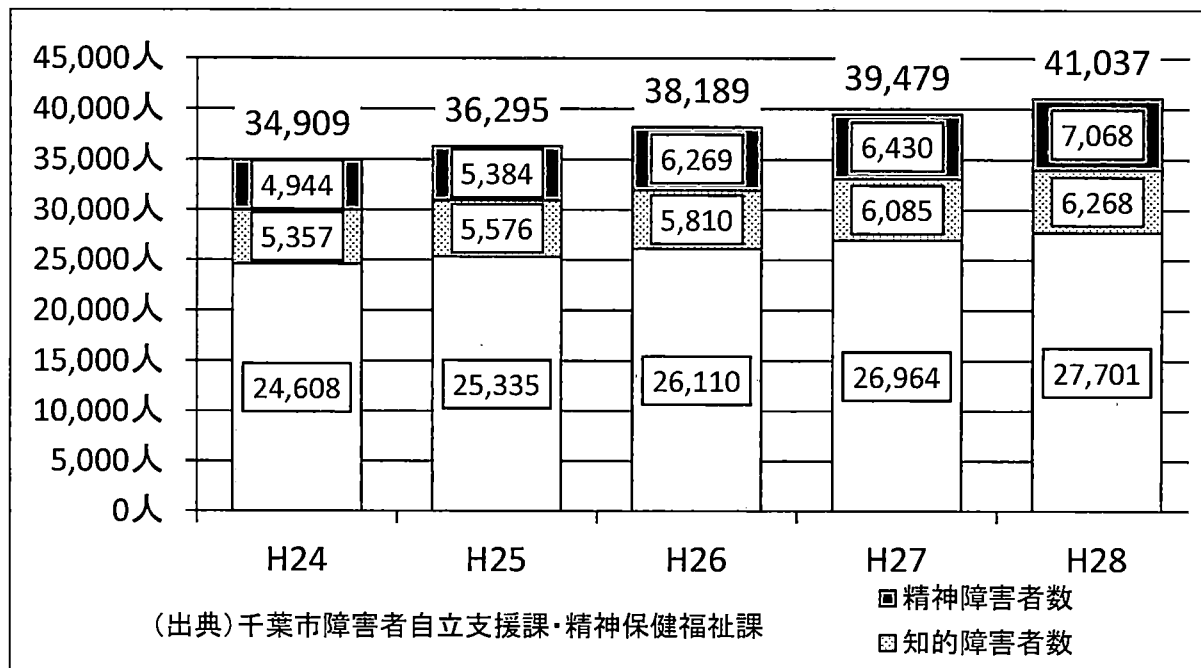


③ 障害者の状況

本市の障害者数は、平成 29 (2017) 年 3 月現在、合計 41,037 人です。内訳は身体障害者 27,701 人、知的障害者 6,268 人、精神障害者 7,068 人となっています。

近年、障害者数は年々増加しており、中でも精神障害者数の増加が顕著となっています。

【千葉市の障害者数の推移】(各年度 3 月末時点)

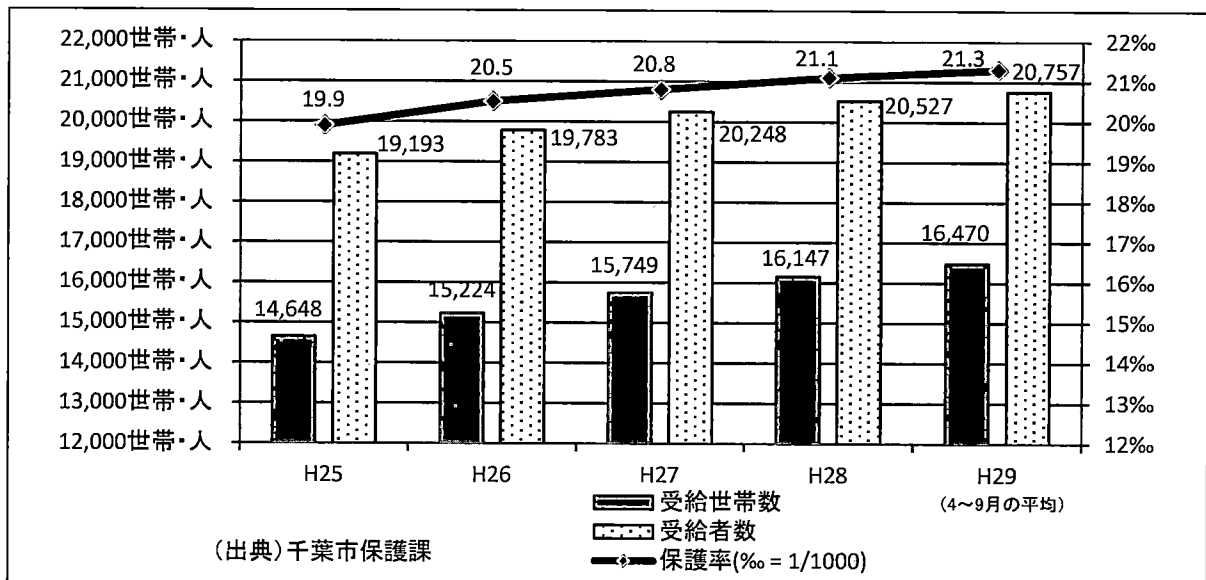


④ 生活保護の状況

近年、経済・雇用情勢は緩やかに持ち直しているものの、低収入の高齢者の増加等により、本市の生活保護の受給者数及び受給世帯数は増加傾向が続いています。

平成 29(2017)年度現在（上半期の月平均）、生活保護の受給者数は 20,757 人、受給世帯数は 16,470 世帯、保護率（市人口に対する生活保護受給者数の割合）は 21.3‰（‰=1/1000）となっています。

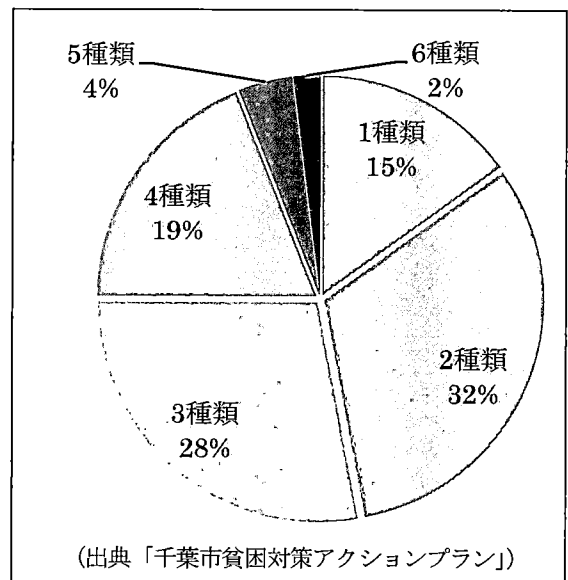
【千葉市の生活保護受給者数・受給世帯数・保護率の推移】（年度ごとの月平均値）



⑤ 生活課題を複数抱えている要支援者の状況

平成 30(2018)～32(2020)年度を対象とした千葉市貧困対策アクションプラン策定にあたり、平成 28 年 9 月に千葉市内 45 相談機関（あんしんケアセンター等）にアンケート調査を実施したところ、右記のように、経済面、身体面、精神面など一人あたり複数（2種類以上、最大6種類）の相談理由を抱えていることがわかりました。

【相談者 1 人が抱えている相談理由の数】

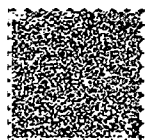


(3) 地域福祉を支える活動者の状況

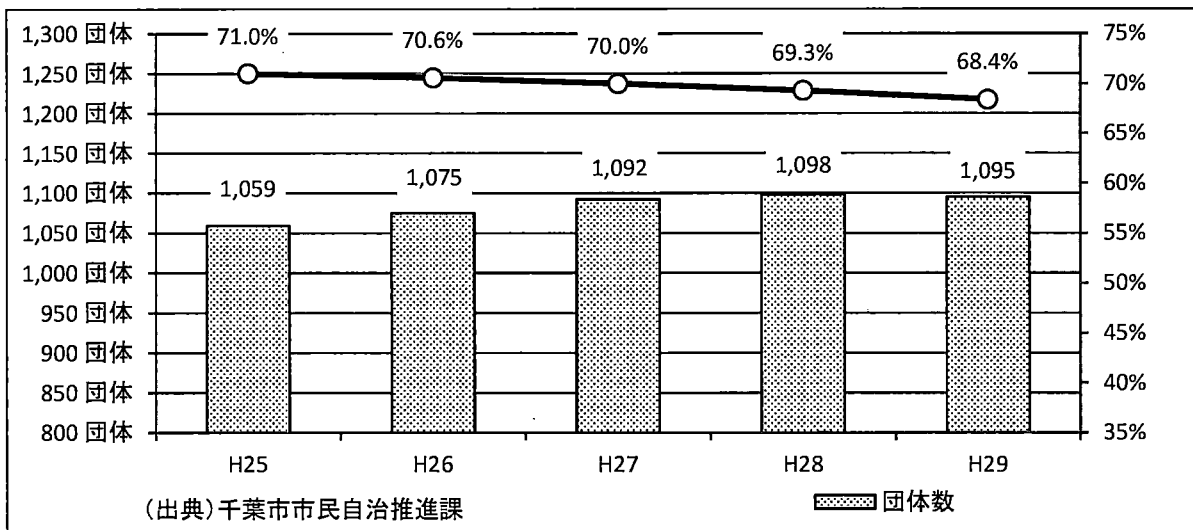
① 町内自治会の団体数と加入率の推移

平成 29(2017)年 4 月現在、市内の町内自治会の団体数は 1,095 団体で、加入率（市世帯数に対する加入世帯数）は 68.4%となっています。

近年、町内自治会の加入率は減少傾向にあります。



【千葉市の町内自治会団体数と加入率の推移】（各年4月時点）

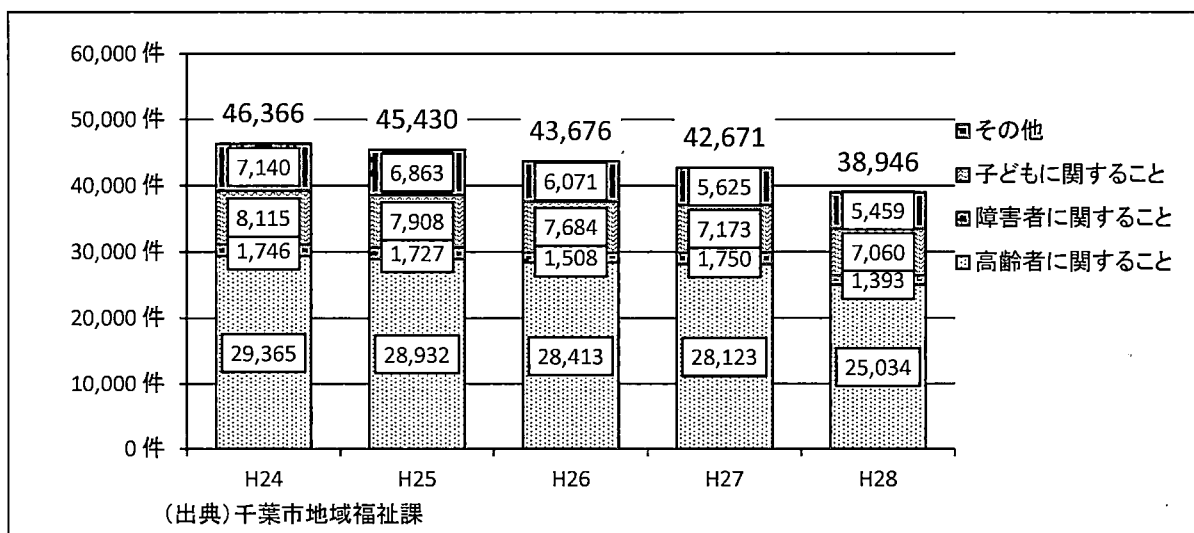


② 民生委員・児童委員の活動状況

民生委員・児童委員の活動状況は、活動件数は減少（平成24(2012)年度：439,552件、平成28(2016)年度：344,830件）しています（高齢者実態調査の対象者の範囲が狭くなったことによる。）が、活動日数は逆に増加（平成24(2012)年度：199,620日、平成28(2016)年度202,915日）しており、要支援者の抱える困りごとが多様化するなか、地域において日々、様々な活動を行っています。

平成28(2016)年度の活動のうち、相談対応又は支援の分野別の内訳は、「高齢者に関すること」が最も多くなっていますが、障害者や子どもその他の要支援者に関することも全体の4割程度を占めています。

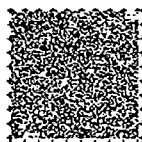
【千葉市の民生委員・児童委員の分野別相談・支援件数の推移】（年度別実績）



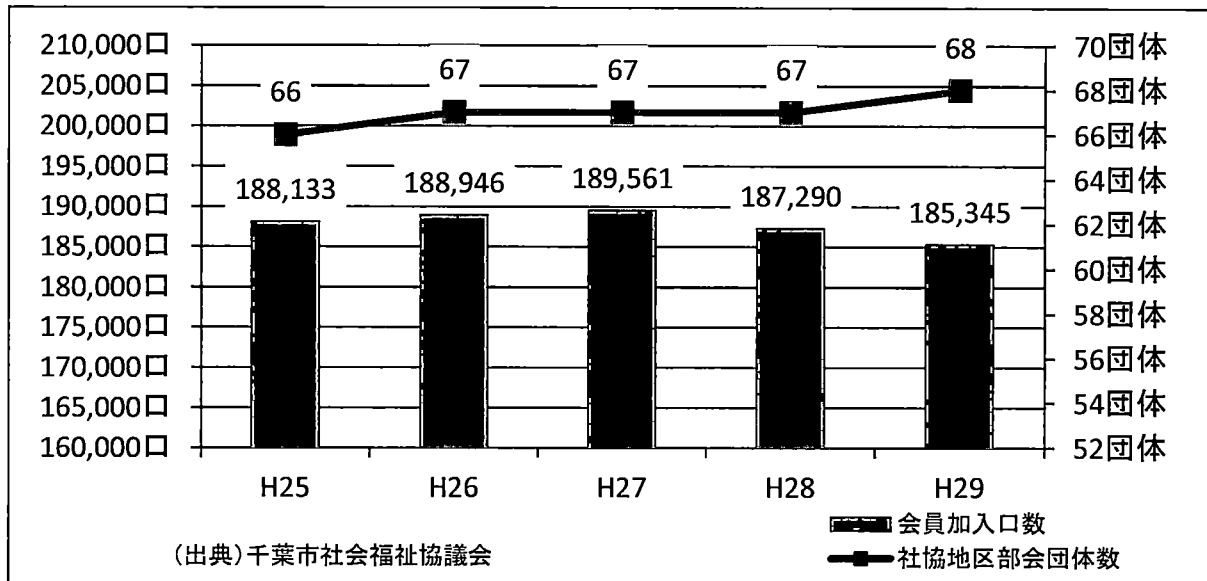
③ 千葉市社会福祉協議会の会員加入口数と社協地区部会の団体数の推移

千葉市社会福祉協議会の会員加入口数は、平成29(2017)年3月末現在185,345口で、直近の2年は減少傾向にあります。

また、社協地区部会の団体数は、平成29(2017)年4月現在68団体に達し、市内のおおよそその地域で社協地区部会が結成されている状況です。



【千葉市社会福祉協議会の会員加入口数と社協地区部会の団体数の推移】

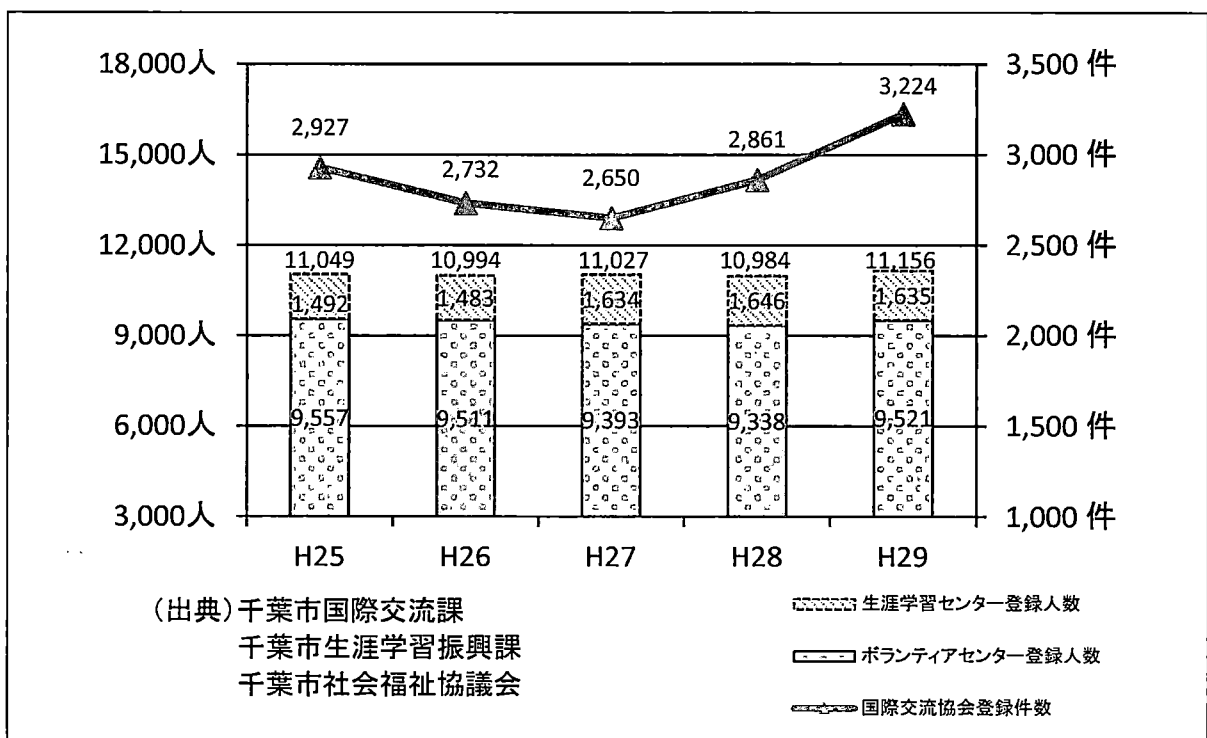


④ ボランティアの登録者数等

平成 29(2017)年 3 月末現在、千葉市ボランティアセンターのボランティア登録者数は 9,521 人、千葉市生涯学習センターのボランティア登録者数は 1,635 人、千葉市国際交流協会のボランティア登録件数は 3,224 件となっています。

ボランティアセンターと生涯学習センターの登録人数は、近年、横ばいの状態が続いていますが、国際交流協会の登録件数は、増加に転じています。

【ボランティアの登録者数の推移】(各年 3 月末時点)



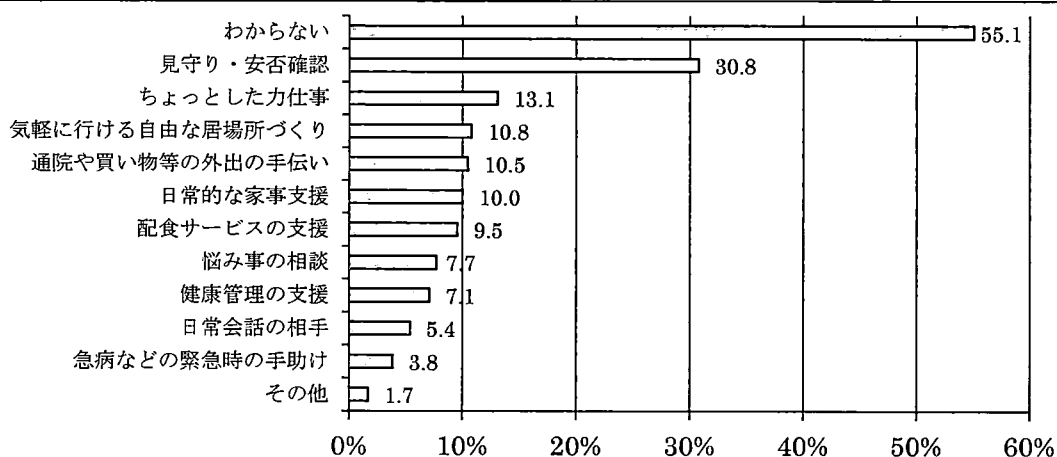
(4) 市民意識

①地域福祉活動の認知状況

地域でどのような活動が行われているか「わからない」と答えた人が最も多く、割合は55.1%でした。

活動ごとの認知度では、「見守り・安否確認」が最も高く30.8%、次いで「ちょっとした力仕事」が13.1%、「気軽に行ける自由な居場所づくり」が10.8%であり、全体的に低い数値となっています。

(設問) 地域福祉についてお聞きます。お住まいの地域では、どのような地域福祉活動が行われていますか。(複数選択可)

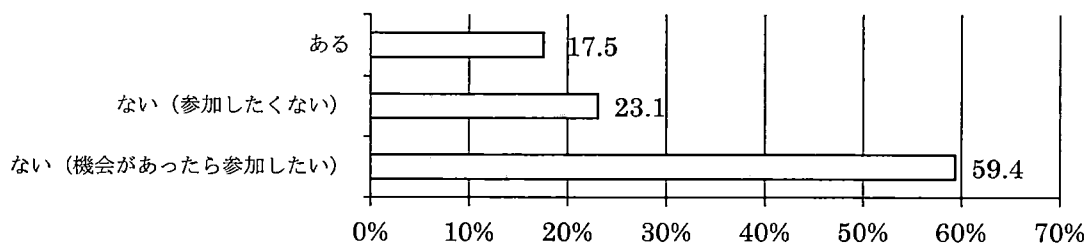


(出典) 平成29(2017)年度千葉市WEBアンケート

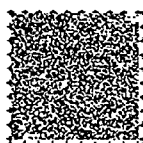
②地域福祉活動の参加状況

地域福祉活動に参加したことが「ある」人は全体の17.5%にとどまるものの、今後、「機会があったら参加したい」と答えた人は59.4%でした。

(設問) これまでに、地域福祉活動に参加したことがありますか。(1つだけ選択)



(出典) 平成29(2017)年度千葉市WEBアンケート

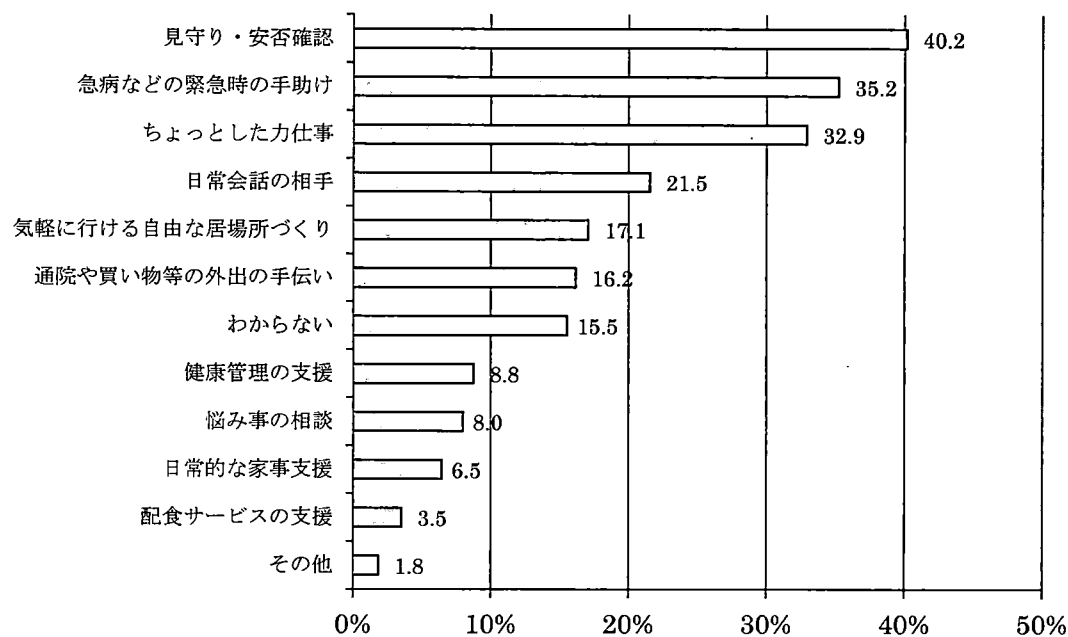


③地域福祉活動の参加意向

参加したい地域福祉活動は、回答割合の高い順に「見守り・安否確認（40.2%）」、「急病などの緊急時の手助け（35.2%）」、「ちょっとした力仕事（32.9%）」でした。

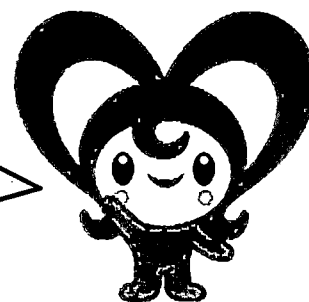
「①地域福祉活動の認知状況」と比較してみても、「見守り・安否確認」は、比較的関心の高い活動であることがわかります。

（設問）参加したい地域福祉活動は何ですか。（3つまで選択）

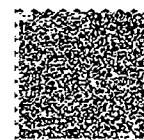


（出典）平成29(2017)年度千葉市WEBアンケート

アンケートで関心の高かった「見守り」活動は、資料編に「地域見守り・助け合いスタートガイド」（P208～）を掲載しています。



千葉市社会福祉協議会マスコットキャラクター「ハーティちゃん」

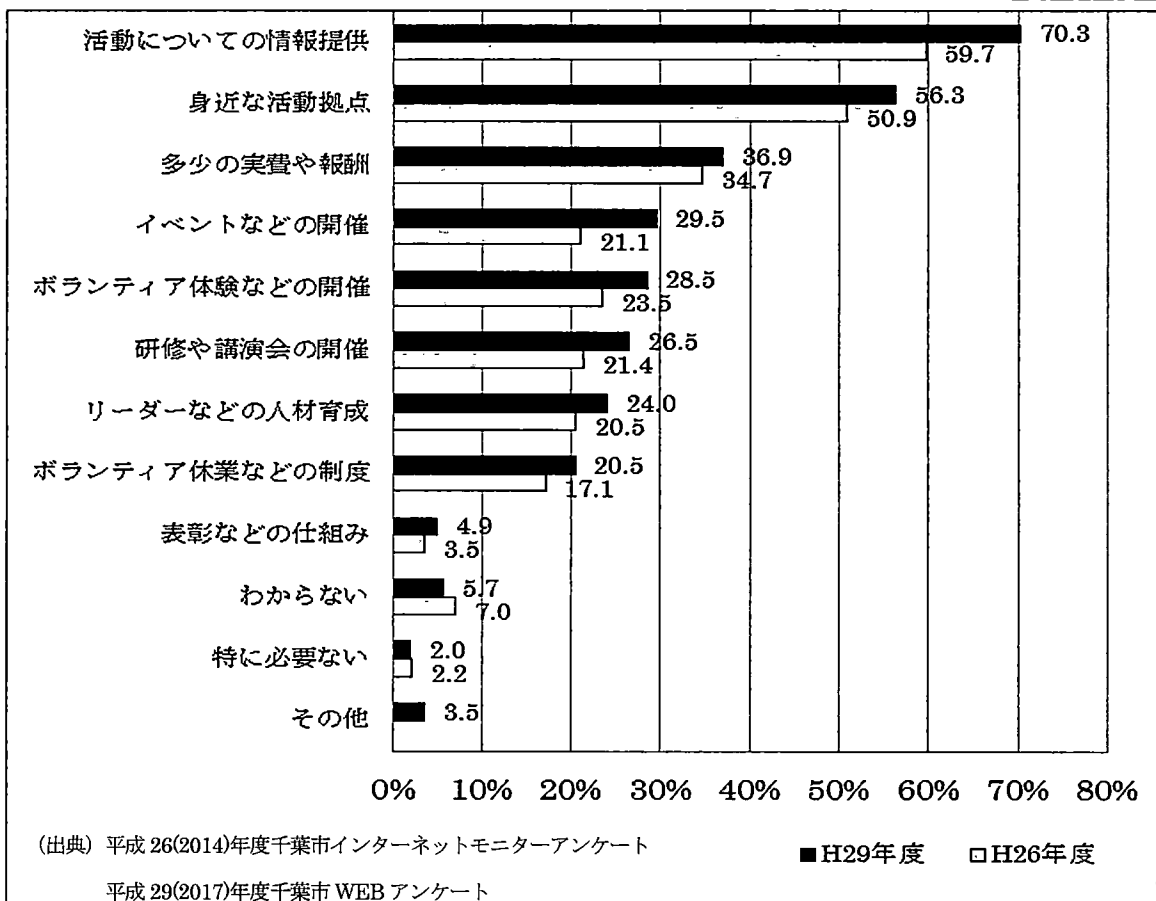


④地域福祉活動の要件

地域福祉活動に必要なと考えられているのは、回答割合の高い順に「活動についての情報提供（70.3%）」、「身近な活動拠点（56.3%）」、「多少の実費や報酬（36.9%）」でした。

また、前回調査（平成26年度）と比べると、全ての項目において必要性を感じる人の割合が高まっています（「わからない」「特に必要ない」「その他」は除きます）。

（設問）市民が地域福祉活動を行うためには、どのようなことが必要だと思いますか。（複数選択可）



2 これまでの取組みと今後の課題

(1) 地域における主な活動主体とその役割

地域においては、様々な個人や団体が多様な活動に取り組んでおり、地域の課題の発見、支え合いの仕組みづくり、専門機関へのつなぎなど、地域福祉の推進において重要な役割を担っています。

① 社会福祉協議会地区部会

社会福祉協議会地区部会（以下「社協地区部会」といいます。）は、千葉市社会福祉協議会（以下「市社協」といいます。）の趣旨に賛同し、その地域特有の福祉課題に対して住民同士の助け合い・支え合いによるきめ細かな活動を行うために、自発的に組織された団体で、平成29(2017)年度末現在で市内に68団体あります。

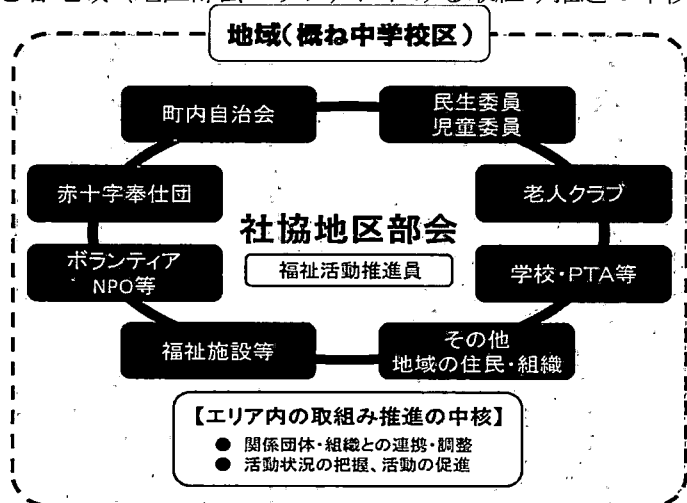
概ね中学校区を活動区域として、町内自治会、民生委員・児童委員、老人クラブ、ボランティア、NPO、学校・PTA、赤十字奉仕団、福祉施設等、地域で活動する個人や団体など、様々な分野から構成員として参加を募り、それぞれの立場を生かして地域の生活課題の解決に取り組んでいます。

また、社協地区部会には、地区部会長からの推薦により市社協会長から委嘱を受けた福祉活動推進員が原則3人以上配置されており、地区部会活動が地域で円滑に進むよう、情報収集、地域のニーズ把握・発掘、関係団体・機関等のネットワークづくりなど、活動全般にわたる役割を担っています。

社協地区部会の具体的な活動内容は、各種ふれあい事業（食事サービス・いきいきサロン・子育てサロン・散歩クラブ）などによる地域交流の促進、ボランティア講座の開催、広報紙の発行、高齢者等の見守りなど、市社協と協力して取り組む活動のほか、各種交流イベントやレクリエーションの実施、支え合いの仕組みづくり、健康づくり等の地域独自の取組みなど、多岐にわたって地域の福祉向上のための活動を展開しています。

区計画においては、社協地区部会を各地域（地区部会エリア）における取組み推進の中核的組織として位置付けており、

社協地区部会が中心となり、地域の生活課題やニーズを踏まえ、重点取組項目を設定しています。各地域（地区部会エリア）においては、社協地区部会が、構成する組織・団体やその他地域の担い手と連携・調整を図りながら、地域の活動状況の把握や活動の促進を行い、区計画に基づく取組みを進めています。



② 町内自治会

町内自治会は、地域をより良くし、地域での結びつきを深めるために、一定の地域を単位として、そこにお住まいの皆様によって結成された自主的な団体であり、平成 29(2017)年 4 月末現在で 1,095 団体あります。

防犯・防災活動、ごみステーションの管理や地域清掃、行政情報の回覧や親睦行事の開催など、様々な活動に取り組んでいます。

また、人口減少、少子超高齢化が進む中、地域の諸問題を解決していくためには地域の力が必要不可欠であり、市では町内自治会の結成及び町内自治会への加入を促進しています。

③ 民生委員・児童委員

民生委員は、民生委員法に基づき厚生労働大臣から委嘱された非常勤特別職の地方公務員です。社会奉仕の精神をもって、生活に困っている人、児童、障害者（児）、高齢者、ひとり親家庭等、支援を必要とする人たちの相談・支援に当たる地域の奉仕者で、市内に平成 29(2017)年 9 月現在で 1,451 人います。また、児童福祉法により児童委員を兼務しており、その中には児童福祉に関する事項を専門に担当する主任児童委員がいます。

必要に応じ地域住民の生活状況を適切に把握し、心配ごとの相談対応、福祉に関する相談や助言・支援、関係する行政機関や施設との連絡・調整など、それぞれの地域の実情に応じた自主的な活動を行っています。また、その活動の円滑な推進のため、おおむね中学校区を基本に市内 77 地区で民生委員児童委員協議会を組織し、研修、調査研究等を行っています。

なお、本市では民生委員の負担軽減と新たな地域福祉の担い手の掘り起こしを目的として平成 26(2014)年 7 月より民生委員活動を補佐する協力員を配置する制度を開始しました。

民生委員は、地域住民の福祉の増進を図る大切な担い手として、ますますその活動が期待されています。

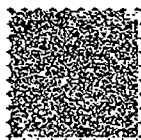
④ 地域運営委員会

地域運営委員会は、地域の様々な団体が参画して、地域の課題や情報を共有し、地域の将来像や地域の実情に合った活動について話し合い、将来にわたって住民同士の「助けあい・支えあい」による地域運営を進めることを目的とする組織です。

概ね小学校区から中学校区を単位とし、地区町内自治会連絡協議会、社協地区部会、地区民生委員・児童委員協議会、中学校区青少年育成委員会、地区スポーツ振興会の 5 団体を必須の構成団体としています。市では、将来にわたって、住民同士の助けあい、支えあいによる地域運営が持続可能となる体制づくりを進めるため、地域運営委員会の設立を促進しています。

平成29(2017)年 4 月現在、13 団体が設立されており、2 団体で設立の準備が始まっています。

地域運営委員会の役割としては、①地域の団体間での情報共有、②地域の団体の連携・協力の促進、③地域の将来像や地域課題の解決策を検討し、必要な取組みを進めること等が期待されています。



⑤ 青少年育成委員会

青少年育成委員会は、地域住民の青少年問題に対する共通の理解を深め、関係機関・団体の相互の連絡調整を図りながら、地域ぐるみで青少年の健全育成活動を総合的に推進していくことを目指してつくられた組織です。

中学校区ごとに設置されており、54 団体あります。

各中学校区の育成委員会は、PTA、町内自治会役員、青少年相談員、学校教職員、青少年補導員、民生委員・児童委員、保護司などの中から選出された委員で構成され、市長が2年任期で委員を委嘱しています。

主に青少年を対象とした健全育成啓発、健全な環境づくり、体育やレクリエーション、福祉増進などの活動を実施しており、地域の学校・家庭・関係機関及び団体が一体となり、青少年を取りまく社会環境の浄化や、青少年の健全育成を図るため様々な活動を展開しています。

⑥ スポーツ振興会

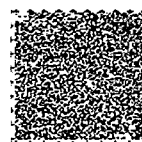
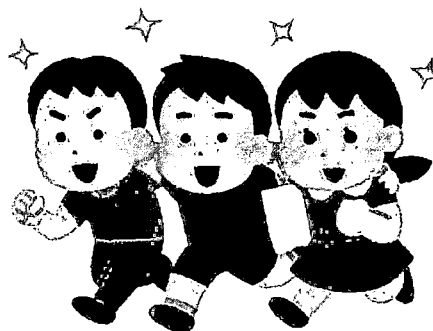
各地区スポーツ（社会体育）振興会は、各小学校地区における町内自治会、小・中学校関係者、スポーツ団体関係者、子ども会、その他地区内における関係団体の代表者により、平成29(2017)年4月現在、市内78地区に組織されています。

スポーツ推進委員との協力のもとに、グラウンドゴルフやバレーボール、町民運動会等の地区のスポーツ・レクリエーション行事を行うことを通して、地区住民の連帯と協調を高めるとともに、健康づくりや仲間づくりを目的として活動しています。

⑦ 子ども会

子ども会は、家庭では体験できない活動や異年齢交流などの機会を提供することで、子どもたちの仲間づくりを推進し、社会性の向上を図るとともに、奉仕や人を思いやる心を育て地域で子どもを見守る活動を進めています。

千葉市子ども会育成連絡会は、平成29(2017)年8月末現在、市内88単位子ども会に対し指導・育成、各種行事開催、育成者・指導者の研修・育成などを実施するとともに、キャンプ、講習会、各種ボランティア活動を通じて、本市の子どもたちの心身の健全育成、更には社会福祉の充実に一致協力して取り組んでいます。



⑧ 老人クラブ

老人クラブは、高齢者の生きがいや社会参加、健康の保持等を推進し、高齢者の福祉の向上に寄与することを目的とした、地域を基盤とする高齢者の自主的な組織です。

平成 29(2017)年 10 月現在で、市内に 265 の老人クラブがあり、その連合組織である千葉市老人クラブ連合会は、平成 7 (1995)年に法人格を取得、平成 25(2013)年には一般社団法人に移行しました。

老人クラブは、「趣味・文化・芸能などのサークル活動」、「健康づくり、各種シニアスポーツ活動」、「在宅福祉を支える友愛活動」、「地域の文化・伝統芸能・民芸・手工芸・郷土史等の伝承活動」など、それぞれの地域ごとに多種多様な活動を行っており、地域社会の福祉活動の担い手となることが期待されています。

⑨ 赤十字奉仕団

赤十字奉仕団は、赤十字の使命である人道的な諸活動を実践しようとする人々が集まって結成されたボランティア組織です。

赤十字思想の普及や活動資金の募集、災害救護、救急法・水上安全法・健康生活支援講習等の実施、献血推進など赤十字事業の推進にあたりとともに、地域の状況に応じて高齢者福祉、児童福祉や障害者福祉などの活動も行っています。

平成 29(2017)年 4 月現在で市内に 31 分団あり、明るく住みよい地域社会を創るために幅広い活動を展開しています。

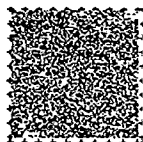
⑩ 保護司

保護司は、犯罪や非行をした人の立ち直りを地域で支える活動の担い手で、保護司法に基づき法務大臣から委嘱された非常勤の国家公務員です。

平成 29(2017)年 9 月現在、本市では 183 名の保護司が活動しており、また、保護司活動が円滑に行われるよう、区ごとに 6 つの保護司会が組織されています。

その主な職務は、保護観察を受けている少年や大人の指導、刑務所や少年院に入っている人の帰住先の調整を行う環境調整、犯罪予防活動などですが、近年では、学校と連携した分野にも活動の範囲を広げるなど活躍しています。

このような更生保護活動を通じ、地域の保護司は、犯罪のない明るい地域社会づくりへ向けて日々活発に活動しています。



⑪ NPO

NPOは‘Nonprofit Organization’の略で、一般的には「民間非営利組織」と訳され、「民間非営利」の団体として「自発的」で「公益的」な活動を行っています。

そのうち、特定非営利活動促進法（いわゆるNPO法）に基づいて法人格を取得した団体をNPO法人といいます。

行政や企業では対応することが難しい地域の課題に対し、民間の柔軟性と自発性を生かし解決に当たるなど、行政とともに公益性を担う役割があります。

福祉分野では、外出支援、家事手伝い、生きがいつくり、健康づくり、地域行事の開催など様々な活動を行っているほか、教育、文化、まちづくり、環境、国際協力など、広範な分野で社会の多様化したニーズに応える役割が期待されます。

⑫ ボランティア

ボランティア活動とは、一般的に自らの自発的・主体的な意思によって社会問題の解決や必要とされている活動を理解・共感し、勤労とは別に労働力、技術、知識を提供する活動のことを指します。

その活動内容は、食事サービス・外出介助などの生活支援、子育て支援などの子どもの健全育成、交通安全・防犯・防災の取組みなど、地域福祉に関する活動のほか、公民館・学校などでの教育活動、文化・芸術・スポーツの振興活動、環境美化・自然保護活動、外国人との交流・支援活動など、非常に広範囲にわたります。

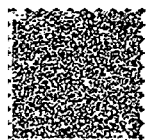
市社協が運営している千葉市ボランティアセンターでは、ボランティアの登録受付やコーディネート、ボランティアの指導者育成、入門講座など、地域におけるボランティア活動の促進・支援を行っており、主に福祉分野において、自分の住む地域に限らない市内広域で活動する個人・組織として、平成29(2017)年3月末現在9,521人がボランティア登録をしています。

また、福祉以外の分野においても、千葉市民活動支援センター、ちば生涯学習ボランティアセンター、千葉市国際交流協会などが、ボランティア活動をしやすい環境づくりやサポート体制の整備に取り組んでいます。

⑬ シニアリーダー

住み慣れた地域でいつまでもいきいきと元気に暮らせるよう介護予防活動に取り組んでもらうため、市民を対象にシニアリーダー講座を開催し、介護予防の重要性や知識、運動指導の技術を学んでいただき、地域の介護予防活動のリーダーとなっていただく方を養成しています。

講座修了後は、介護予防を推進するボランティアとして、平成29(2017)年9月末現在約500人の方がシニアリーダーとして登録をし、町内自治会や公民館などで高齢者向けの体操教室を開催するなどの活躍をしています。



⑭ 社会福祉法人等

社会福祉法人をはじめとする社会福祉事業者は、特別養護老人ホーム、障害者支援施設、保育所等の施設運営や、デイサービス、ホームヘルプなどの在宅支援、相談対応など、社会福祉に関する様々な事業を実施しており、幅広い専門機能と専門的なマンパワーを有しています。

社会福祉事業者の中には、各種研修会の開催や地域で行われる勉強会への講師の派遣、地域住民等の交流会・懇談会の開催のためのコーディネートや場所の提供、体験学習やボランティアの受入れ、若葉区・緑区の一部の地域において買い物支援を行うなど、地域の実情に応じた福祉サービスを提供しています。

特に、社会福祉法人については、平成28(2016)年改正社会福祉法第24条第2項により、地域における公益的な取組みを実施する責務が明記されるなど、社会福祉事業を主たる事業とする非営利法人として、地域の福祉ニーズに対応することがより一層求められ、社会福祉法人改革が進められているところです。

⑮ コミュニティソーシャルワーカー

コミュニティソーシャルワーカー(CSW)は、積極的に地域に出ていくアウトリーチ又は民生委員等からの相談により、制度の狭間にある要支援者や複合的・分野横断的な生活課題を抱える要支援者に対する個別支援を進めます。また、個別支援を通して地域の現状を把握して課題整理を行い、既存の地域福祉活動の活用や、地域団体間の関係づくり等を支援し、さらには新たな地域福祉活動を創る活動を行います。

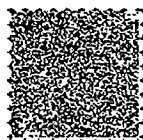
千葉市では、市社協が各区事務所に1人を配置しています。

⑯ 生活支援コーディネーター

生活支援コーディネーターは、日常生活上の支援が必要な高齢者が、住み慣れた地域で生きがいを持って在宅生活を継続していくために必要となる多様な主体による多様な生活支援・介護予防サービスの提供体制を構築するため、サービスを提供する事業主体と連携して支援体制の充実・強化を図ることを目的に、平成27(2015)年10月より各区に配置しています。

地域でどのような生活支援サービスがあるのか、また必要とされているのかを調べ、地域の方と一緒に住民同士の支えあい活動を作り、支えあい活動の担い手となるボランティアを育成しています。

あんしんケアセンター、行政、市社協、サービスを提供する団体等と情報共有するなど、関係者間のネットワークづくりをしています。



⑪ あんしんケアセンター（地域包括支援センター）

あんしんケアセンターは、介護保険法に基づき設置する地域包括支援センターであり、地域で暮らす高齢者のための身近な相談窓口です。地域住民がいつまでも健やかに住みなれた地域で生活していけるよう、介護、福祉、健康、医療などさまざまな面から総合的に支えます。平成29(2017)年4月から市内30か所（出張所を含む。）にセンターを増設し、より身近になりました。

あんしんケアセンターでは、「主任ケアマネジャー（主任介護支援専門員）」「社会福祉士」「保健師」が中心となって高齢者のみなさんの支援を行います。3職種それぞれが専門分野を持っていますが、専門分野の仕事だけを行うのではなく、互いに連携をとりながら「チーム」として総合的にみなさんを支えています。

⑫ 生活自立・仕事相談センター

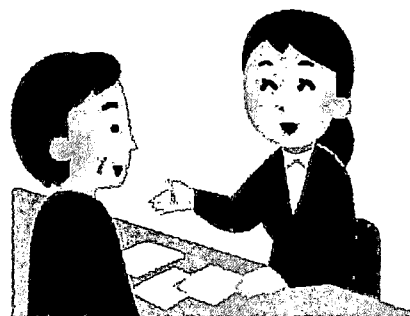
生活の問題、家計・債務の問題、仕事の問題等、様々な理由により生活に困りごとを抱えている地域住民に寄り添い、経済的・社会的自立に向けて支援するため、生活困窮者自立支援法に基づく相談窓口として中央区、稲毛区、若葉区に「千葉市生活自立・仕事相談センター」を開設しています。

生活自立・仕事相談センターでは、経験豊富な相談員が、懇切丁寧に一人ひとりの状況に応じた支援を行い、お困りの状況の解決に向けてサポートしていきます。

⑬ 公民館

公民館は、社会教育法等に基づき設置され、実際生活に即する教育、学術及び文化に関する各種の事業を行い、もって住民の教養の向上、健康の増進、情操の純化を図り、生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与することを目的とする教育機関です。

千葉市では、中学校区に1館の公民館整備を進めており、現在47館設置しています。



② 千葉市社会福祉協議会

社会福祉協議会は、社会福祉法第109条により地域福祉の推進を図ることを目的とした民間組織と規定されており、全国の都道府県、市区町村に設置されています。

民間組織としての自主性と、地域住民や社会福祉関係者に広く支えられた公共性という2つの側面を特徴として併せ持ち、地域住民のほか、民生委員・児童委員、社会福祉施設・社会福祉法人等の社会福祉関係者、保健・医療・教育など関係機関の参加・協力のもと、地域住民が住み慣れたまちで安心して生活することのできる「福祉のまちづくり」をめざし、地域福祉活動を推進するための中心的役割を担っています。

千葉市社会福祉協議会は、昭和27(1952)年2月に設立され、昭和42(1967)年3月には社会福祉法人の認可を受けました。

主な事業として、社協地区部会活動に対する助成・支援、ボランティア活動の相談受付やコーディネート（千葉市・区ボランティアセンターの運営）、広報紙「社協だより」や小学4年生向けの啓発冊子「やさしい気持ち」の発行などによる福祉意識の啓発活動、生活福祉資金・社会福祉事業振興資金の貸付け、高齢や障害のために日常生活に支障が生じている方のために、日常生活に必要な預貯金の払戻し・預入れの代行や、福祉サービスを利用するための相談等に応じる日常生活自立支援事業、赤い羽根共同募金・歳末たすけあい運動への協力、心配ごと相談所における悩みごとや困りごとに対する相談対応、コミュニティソーシャルワーカーによる個別支援のほか、市からの受託事業として千葉市成年後見支援センター、千葉市社会福祉研修センター、生活自立・仕事相談センター中央、子どもルームの運営等の事業を実施するなど、全国的な取組みから地域の特性に応じた施策まで、幅広い活動を展開しています。

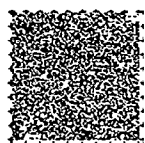
現在、国が進めている「『我が事・丸ごと』の地域共生社会」の実現については、長年にわたり市社協が実践してきた基本理念と一致するところであり、今後、果たすべき役割もますます大きくなってまいります。市社協が有するネットワークや手法を最大限活用し、主体的な取組みを行うとともに、地域福祉推進という共通の目標を持つ様々な主体に対して、積極的な支援を行うことが期待されています。

また、平成28(2016)年改正社会福祉法には、社会福祉法人の地域における公益的な取組みについて規定されていますが、地域の生活課題に対する的確な取組みとなるよう、市内の社会福祉法人との更なる連携強化に努め、必要に応じて協働で取組みを行うなど、社会福祉法人の公益的取組みの推進において、当協議会が中心的な役割を担うことも期待されています。

本計画において、市社協は地域の取組み（共助の取組み）を支援するとともに、自らが共助を実施する主体として位置付けられており、市社協が取組む地域福祉活動実施計画は、市の地域福祉計画と連携・協働し、両輪となって本市の地域福祉の推進に取り組んでいくこととなります。



千葉市社会福祉協議会マスコットキャラクター「ハーティちゃん」



(2) 第3期【共助の取組み】(平成27(2015)～29(2017)年度)の推進状況と今後の課題

本市では、地域の課題を解決するために、地域住民等による共助の方策や具体的な取組みを定めた区支え合いのまち推進計画(区計画)を策定し、その推進に努めてきました。

第3期計画においては、社協地区部会を中心とした地域住民等が、地域の生活課題やニーズを踏まえたうえで3年間で注力して取り組む活動を考え、区計画全体の取組み項目の中から、その地区部会エリアの「重点取組項目」を設定し、社協地区部会が、地域(地区部会エリア)の中核組織として地域の様々な組織や団体と連携・協力を図りながら、活動状況の把握や活動の促進を行い、「重点取組項目」を含めた地区部会エリア内の取組みを推進しています。

第3期までの区計画の取組みの推進状況と今後の課題については、区支え合いのまち推進協議会が中心となり検証し、年度ごとにとりまとめた結果について、区支え合いのまち推進協議会が、社協地区部会から随時、地区部会エリア内の実施状況の報告を受け、区計画の推進状況として取りまとめ、それに基づき成果と課題について検証しています。

また、市が年度ごとに、各区支え合いのまち推進協議会で取りまとめられた区計画の推進状況を、千葉市社会福祉審議会地域福祉専門分科会(以下「地域福祉専門分科会」といいます。)へ報告しておりますが、今後の課題については、各区ごとに共通して、担い手の問題と町内自治会と社協地区部会との連携、拠点等の確保が継続した課題となっていることが述べられております。

これらの課題については、第4期においても引続き継続して取組んでいくこととなります。

(3) 第3期【公助の取組み】(平成27(2015)～29(2017)年度)の推進状況と今後の課題

～ 計画に定める市の事業・施策の実施状況 ～

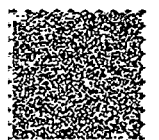
第3期千葉市地域福祉計画では、7つの施策の方向性を具体化するため、18の取組項目ごとに、合計136の市の事業・施策について、その実施状況について年度ごとに専門分科会において評価確認を行っています。

平成29(2017)年度第1回の地域福祉専門分科会において、「①平成28(2016)年度における実施状況の評価」と、「②平成27(2015)年度と平成28(2016)年度との比較」の2点について、下記のとおり報告をしております。

【①平成28(2016)年度における実施状況の評価】

評価	評価基準	項目数	割合
S	年度目標を上回る業務量が達成できた場合	3	2%
A	年度目標にしている業務量を概ね(8～10割)達成できた場合	112	82%
B	年度目標にしている業務量の一部(5～7割)達成できた場合	20	15%
C	年度目標にしている業務量を大きく下回った(4割以下)場合	1	1%

市の取組みに位置付けた136の事業・施策の実施状況については、S評価(3項目)とA評価(112項目)を合わせて、全体(136項目)の84%を占めます。



【②平成 27(2015) 年度と平成 28(2016) 年度との比較】

平成 28(2016) 年度評価の対前年度(平成 27(2015) 年度) 評価に対する推移	項目数	割合
上回った	15	11%
同じだった	112	82%
下回った	9	7%

前年度の評価を上回った項目の数(15項目)が、下回った項目の数(9項目)を上回っており、市の取組みは概ね推進されています。

公助の取組みについては、この3年間のあいだに、地域包括ケアシステムの取組みをはじめ、生活困窮者自立支援法など様々な取組みが進んでおり、それらを取り込みつつ、平成 29(2017)年改正社会福祉法において示された市町村の役割を反映させていくことが求められています。

(4) 成果と今後の課題

支え合いのまち千葉 推進計画(第3期千葉市地域福祉計画)に位置付けられた施策については、概ね計画どおり推進されています。また、アンケート調査等でも示されたように、地域福祉に対する市民意識の高まりや地域の活動は一定の広がりを見せています。一方、共助の取組み(第3期各区計画)の推進に関する今後の課題として、活動の担い手の不足や高齢化・固定化、地域団体間の連携などが挙げられています。

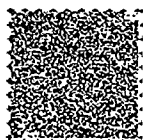
そのため、今後も進行が想定される少子超高齢化などの社会情勢の変化を見据えたうえで、地域福祉活動の担い手の拡大やより多くの市民・団体を巻き込んだ協力・連携体制の強化などが求められます。

このことを踏まえ、今後は以下の課題に留意して、本市の地域福祉の充実に取り組んでいきます。

ア 地域福祉に対する市民の理解や行動については、さらなる拡充・促進を図っていく必要があると考えられる一方、地域福祉活動の担い手が増えず、地域福祉活動の維持・拡大が思うようにならないとの声が上がっていることから、地域福祉の意義や理念の基礎となる「自助・共助・公助」の考え方や、その必要性・重要性を周知・啓発していき、なるべく多くの市民が地域福祉活動に参画するよう促していく必要があります。

イ 社協地区部会とその構成団体である町内自治会、民生委員・児童委員協議会等さらには地域運営委員会との関係は、地域ごとに背景となる経緯が異なります。

その結果、関係団体間の情報共有・討議・意思決定・取組みの実行等の地域生活課題の解決プロセスのあり方も、地域ごとに異なります。したがって、地域生活課題の解決プロセスの地域ごとのあり方について、関係団体間での意見交換及び調整が行われることが好ましいと考えられる場合があります。



ウ 市の施策（公助の取組み）と地域の取組み（共助の取組み）の関係について、これまで以上に、地域の取組み（共助の取組み）に対する支援を意識した市の施策（公助の取組み）を実施するとともに、地域の取組み（共助の取組み）が拡充・進展していくための仕組みをつくる必要があります。

エ 地域福祉計画は、高齢者、障害者、こども、健康づくり等の保健福祉分野の計画を地域福祉の視点で整理するとともに、教育、防災、まちづくりなどの他の生活関連分野の施策と連携を図りながら推進していく計画のため、庁内の関係部署や他の個別計画との連携が重要です。

特に高齢者福祉分野においては、平成29(2017)年度に介護保険法等が改正されたことに伴い、地域福祉施策の重要性が今後より一層高まると考えられるため、地域包括ケアの推進も視野に入れながら、高齢者保健福祉推進計画（第7期介護保険事業計画）との連携にいっそう留意する必要があります。

オ 千葉市社会福祉協議会は、社会福祉法に規定された地域福祉の推進を目的として組織された民間団体であることから、地域福祉推進の最大の協力者として、市はその活動を支援するとともに、同会が策定した「第3次地域福祉活動実施計画」と十分に連携を図り、本市の地域福祉を推進していくことが必要です。

3 地域福祉の推進の方向性

（1）「地域共生社会」と「ともに支えあう地域福祉社会」

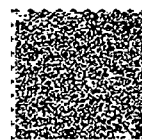
「地域共生社会」とは、「制度・分野ごとの『縦割り』や『支え手』『受け手』という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が『我が事』として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会」をいいます（厚生労働省「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部『「地域共生社会」の実現に向けて（当面の改革工程）」平成29(2017)年2月7日）。厚生労働省においては、「地域共生社会」の実現を基本コンセプトとして今後の改革を進めていくこととしています。

本計画において従来から目指してきた「ともに支えあう地域福祉社会」と「地域共生社会」の概念とは実質的には同一のものであるため、これまで実践してきた取組みを持続し、更なる実践が生まれやすい環境を創り、促していきます。

（2）多機関の協働による相談支援体制の包括化

昨今、介護と育児に同時に直面する世帯や、障害のある子と要介護状態の親の世帯など、複合的かつ多様な生活課題を抱えている方に必要な支援がつかない状況が浮き彫りとなっています。

その方が支援につながったとしても、これまで個別の福祉分野内で整備されてきた相談支援体制では世帯全体への支援が不十分であったり、世帯が抱える生活課題が縦割りの制度の狭間にあるため解決策がないままの状態であったりと、必要な支援が必ずしも常に展開されているとはいえない状況があります。



そのため、各分野がそれぞれ整備してきた相談支援機関は存続して十分に機能しながら、単独の専門機関では解決できないような複合的な課題を「丸ごと」受け止める相談支援体制を構築することが求められています。

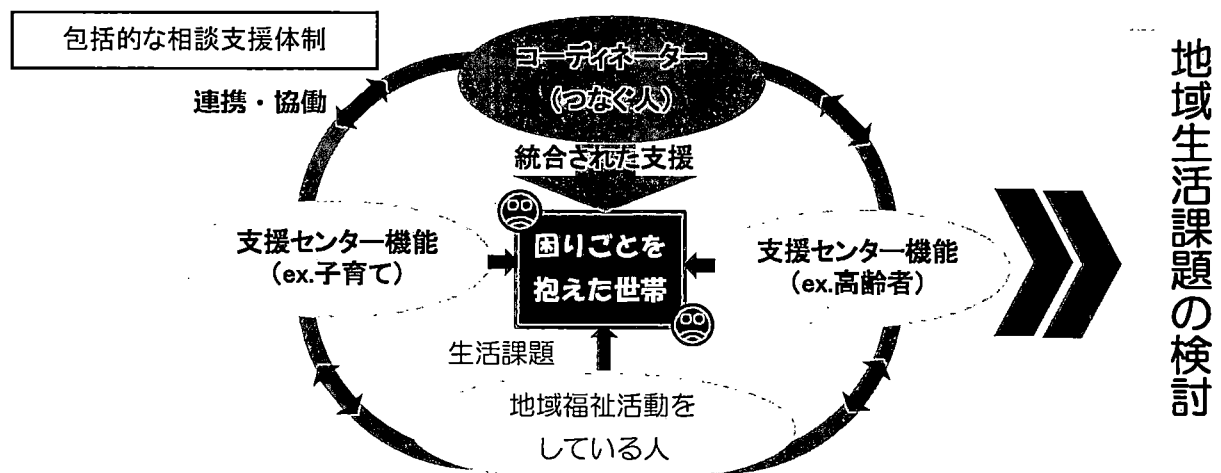
そして、地域に潜在する支援を要する方を積極的に発見し、必要な支援を展開していくためには、専門家自らが支援を必要とする現場に出向くアウトリーチを踏まえた個別相談支援体制の一層の強化が必要です。

なお、生活困窮者自立支援制度では、複合的な課題を抱える生活困窮者がいわゆる「制度の狭間」に陥らないよう、できる限り幅広く対応できる体制づくりを進めています。生活困窮者の中には、地域とのつながりが薄れ、自らサービスにアクセスできない方も多ことから、アウトリーチを含めた早期支援につながるような配慮が重要です。

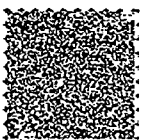
また、生活困窮者が自立を目指すためには、働く場を拡大していくことや、対象者が地域から孤立した状態とならないよう、既存の地域資源では課題に対応できない場合は、新たな地域資源の開発をしていくことが求められています。

このようなアウトリーチによる地域へのアプローチを含む活動をコミュニティソーシャルワークといい、それが十分に機能できるよう、多職種・多機関がそれぞれの役割を果たすことで、効果的なチームアプローチができるような体制づくりを目指します。

相談支援のプラットフォーム (イメージ図)



- ① 支援センター機能…あんしんケアセンター、生活自立・仕事相談センター、地域子育て支援センター、母子健康包括支援センター等
- ② 地域活動をしている人…社協地区部会、町内自治会、民生委員、児童委員、避難所運営委員会、ボランティア等



社会福祉法第106条の3「包括的な支援体制の整備」

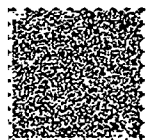
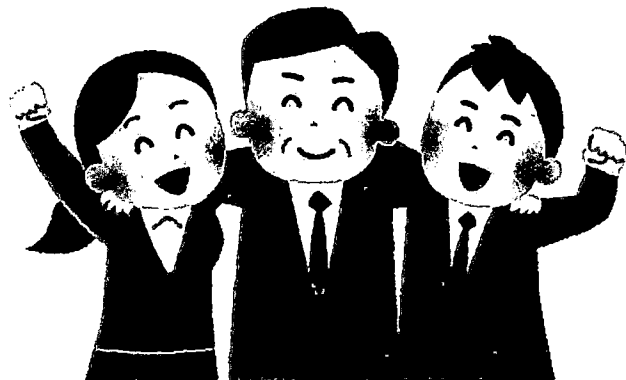
- 1 市町村は、次に掲げる事業の実施その他の各般の措置を講じ、地域住民等及び支援関係機関による、地域福祉の推進のための相互の協力が円滑に行われ、地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制を整備するよう努めるものとする。
 - (1) 地域福祉に関する活動への地域住民の参加を促す活動を行う者に対する支援、地域住民等が相互に交流を図ることができる拠点の整備、地域住民等に対する研修の実施その他の地域住民等が地域福祉を推進するために必要な環境の整備に関する事業
 - (2) 地域住民等が自ら他の地域住民が抱える地域生活課題に関する相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行い、必要に応じて、支援関係機関に対し、協力を求めることができる体制の整備に関する事業
 - (3) 生活困窮者自立支援法第2条第2項に規定する生活困窮者自立相談支援事業を行う者その他の支援関係機関が、地域生活課題を解決するために、相互の有機的な連携の下、その解決に資する支援を一体的かつ計画的に行う体制の整備に関する事業
- 2 厚生労働大臣は、前項各号に掲げる事業に関して、その適切かつ有効な実施を図るため必要な指針を公表するものとする。

(3) 地域力基盤強化の支援

個別支援において把握された生活課題は、地域における様々な会議（地域ケア会議、市社協コミュニティソーシャルワーカーによる会議、生活支援コーディネーターの協議体等）において共有されます。

これらの会議では、その地域に共通する生活課題が見出され、検討されていますが、効果的な解決策の立案・実施への道筋、特に公助による取り組みへの道筋がつけられているわけではありません。

そのため、地域住民自身がこれらの課題を解決する力をより強化・醸成し、かつ、地域住民等では解決できない複合的・分野横断的な地域生活課題を包括的に受け止める体制の構築を図ります。



第3章 支え合いのまち千葉 推進計画（第4期千葉市地域福祉計画）の概要

1 計画の基本的な考え方

本市の中長期的な市政運営の基本方針である千葉市新基本計画（平成 24(2012)～33(2021)年度）では、「支えあいがやすらぎを生む、あたたかなまちへ」がまちづくりの方向性の一つとして示されるとともに、その施策の柱の一つに「ともに支えあう地域福祉社会を創る」が掲げられています。

また、第3次実施計画（平成 30(2018)～32(2020)年度）においても、新基本計画に示す方向性に沿った優先的に取り組む具体的な施策が総合的に示されています。

このことを踏まえ、「支え合いのまち千葉 推進計画」においては「ともに支えあう地域福祉社会を創る」を基本目標に設定するとともに、千葉市新基本計画の理念や方向性の実現、第3次実施計画との整合を念頭に置きながら、地域において生活課題を抱える個人や家族等（支援を要する方）の個別支援と支援を要する方が生活している地域で地域住民等が当該生活課題を地域生活課題として解決する取組の支援とを行う活動（コミュニティソーシャルワーク）の更なる強化を通じて、地域住民等による地域生活課題の解決力を強化し、かつ、地域住民等では解決できない複合的・分野横断的な地域生活課題を包括的に受け止める相談支援体制の構築を図ることにより、すべての市民が住み慣れた地域で安心して自分らしく暮らし続けられる地域社会の実現を目指します。

